

第 73 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた  
ソフトバンク株式会社への追加質問及び回答  
(モバイル接続料の検証関係)

問 資料 73-2 P. 6にあるような、基本的なキャパシティの維持に関わるコストと、増分部分で追加されるコストを別々の配賦基準で配賦することには一理あると思われます。しかしながら、その線引きをどのようにしているのかということについて詳しい説明を求めたいです。

(高橋構成員)

(ソフトバンク回答) ※赤枠は構成員限り

上記述べてきたとおり、当社はモバイルネットワークの設備性質を正確に捉えたうえで、配賦方法に恣意性が入る余地を排除すべく精緻に会計処理並びに算定を行っています。

従って、仮にこうした設備の性質や設計ポリシーの実態を無視し、通信設備については「トラフィック比による配賦を原則」とする整理を行うことは却って精緻性に欠け、かつ恣意性を内包するルールを設ける結果を招くことから、接続料の算定手順としては明らかに不適切であり、到底受け入れることができません。

#### 【参考】



また、今回の接続会計の見直しの議論の方向性については、以下の点からも「配賦比率の変更」に関し拙速な結論を出すことのないよう改めてお願いさせていただきます。

- ・ 前回資料 73-2 の各社音声/データ比率と接続会計上の各社最終的な音声/データ配賦結果を見る限り、そもそも3社間における固定資産管理には設備毎に相当な違いがあり、直課の考え方も異なると想定されることから、配賦比率を見直す場合には、接続会計の適正性の観点から、直課も含めた見直しを検討する必要があるが、そのためにはシステム開発や運用体制の見直しなど多大な追加コストと時間を要すること

- ・ 第 72 回研究会で当社から説明のとおり、音声役務は国民生活に不可欠なライフラインであり、事故発生時には国民生活に多大な影響を与えることを踏まえデータサービス同様に安定提供のため必要十分な設備投資を継続する必要があるが、配賦比率の考え方を変更することで、音声サービスの安定提供に要するコストを抑制する考えにもなり得ること（もしくは設備コストの回収が不可能となることをMNOに強いることに繋がること）
- ・ 過去何年もの間、各社において、合理的なコストドライバに基づき配賦を行うことで会計処理を行ってきた経緯があり、当該考え方を大きく変更することは会計の継続性の観点から望ましくないこと

以上